

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号又は名称	有限会社福重建設
代表者職氏名	代表取締役 福重 明夫
主たる営業所の所在地	高知県高知市介良甲984-1

2. 指名停止措置期間

令和7年2月3日から令和7年4月2日まで
(2月)

3. 指名停止措置理由

有限会社福重建設は、高知県中央東土木事務所発注の「道交対第03-045-4号県道南国インター線道路交通安全対策工事」において、施工にあたっての事前確認が不十分であったことにより、令和5年10月14日に、地下埋設物を破損させ、公衆に重大な損害を負わせたため。

※該当条項

越知町建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第21号(不正又は不誠実な行為)に該当